

各 位

会 社 名 ターボリナックスHD株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 森蔭 政幸  
 (コード 3777・JASDAQ)  
 問合せ先 取締役経営企画管理本部長  
 飯富 康生  
 (TEL. 03-5809-1850)

行使価額修正条項付新株予約権の行使価額の修正に関するお知らせ

当社第 13 回行使価額修正条項付新株予約権の行使価額について、下記のとおり修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. ターボリナックスHD株式会社第 13 回新株予約権の行使価額の修正

| 修正日              | 新行使価額 | 現行行使価額 | 適用日              |
|------------------|-------|--------|------------------|
| 平成 25 年 7 月 26 日 | 594 円 | 594 円  | 平成 25 年 7 月 29 日 |

2. 修正事由

ターボリナックスHD株式会社第 13 回新株予約権の発行要領に規定された、行使価額の修正条項の適用によるものであります。

ご参考 (行使価額の修正に関する詳細は平成 25 年 5 月 15 日付開示資料をご参考ください。)

(1) 行使価額の修正について

平成 25 年 5 月 30 日以降、行使価額の修正は、毎週金曜日を決定日として、決定日の株価終値の 90%に相当する金額 (1 円未満切り捨てます。以下「基準価額」といいます。) を比較し、基準価額が行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を基準価額に修正します。

(2) 行使価額の修正の下限及び上限について

当初新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における行使価額は、当初 970 円とします (以下「当初行使価額」といいます。)。行使価額の修正には、基準価額が当初行使価額の 50%に相当する金額 (円位未満少数第 1 位まで算出し、その少数第 1 位を切り上げます。以下「下限行使価額」といいます。) を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価額が当初の行使価額の 150%に相当する金額 (円位未満少数第 1 位まで算出し、その少数第 1 位を切り下げます。以下「上限行使価額」といいます。) を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とします。なお、当初行使価額が 970 円であることから、下限行使価額は 485 円、上限行使価額は 1,455 円となります。

以 上